

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/3/30号 (No. 685)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」改正案を公表 意見募集開始(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月24日)
2. 国家市場監督管理総局、2026年の重点立法方針を公表(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月19日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局申局長がダレン・タン WIPO 事務局長と会談(国家知識産権網 2026年3月26日)
2. 国家市場監督管理総局、「ネット販売の重点工業製品リスト」について意見募集(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月26日)
3. 知財金融支援を強化、担保融資は拡大 3年で大幅成長(中国知識産権资讯网 2026年3月25日)
4. 特許活用の「5つの壁」に挑む 中国、官民連携で成果の産業化促進(中国知識産権资讯网 2026年3月25日)
5. 知財代理業界の是正で関係当局が会議 今年も取組継続へ(国家知識産権網 2026年3月24日)
6. 全国市場監督部門、ネット取引規制会議を開催 今年の重点方針を提示(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月20日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 安徽省、知財代理業界の集中取締りを実施 無資格代理などを重点是正(中国保護知識産権網 2026年3月23日)
2. 浙江省、プラットフォーム企業に独禁法コンプライアンス指導 150社超が参加(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月23日)

○ 司法関連の動き

1. 最高検が「四大検察」白書公表 知財保護の実績を総括(中国知識産権资讯网 2026年3月20日)
2. 天津・南開区、知財保護で司法と行政が連携 協力協定を締結(中国保護知識産権網 2026年3月19日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. ライブ配信販売の「ただ乗り」に歯止め 監督当局が規制強化(中国知識産権资讯网 2026年3月)

月 20 日)

2. 中国市場監督総局、2025 年に消費者保護を強化 違法事案 120 万件を摘発(国家市場監督総局公式サイト 2026 年 3 月 9 日)

【華北地域】

3. 北京・海淀区警、偽ブランド音響機器の製販組織を複数摘発(中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中関村、「身体性 AI」で産業集積加速 「上下階で完結」の連携モデル(中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

2. 華西病院、遠隔手術ロボット拠点を開設 大陸間手術の実用化を推進(中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

3. 天津医薬企業、特許担保と信用状で 1 億元超を調達 知財金融の新モデル(国家知識産権戦略網 2026 年 3 月 20 日)

○ 統計関連

1. 特許関連技術取引が 1 兆元超 大学・研究機関の事業化率も上昇(中国政府網 2026 年 3 月 24 日)

2. 1~2 月のハイテク産業の外資利用額は約 632 億元 前年同期比 20.4%増(中国政府網 2026 年 3 月 20 日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」改正案を公表 意見募集開始★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、「公平競争審査条例実施弁法」の改正に向けた意見募集稿及びその説明を公表し、社会からの意見募集を開始した。意見募集の締め切りは 4 月 24 日である。

今回の改正は、審査メカニズムの一層の充実や手続きの標準化、責任の明確化を通じ、公正競争審査の実効性を高めることを主眼とする。これにより、地方保護主義や市場分断といった構造的課題の解消を図り、全国統一大市場の構築を後押しする考えである。

意見提出の方法は以下の通りである。

▽国家市場監督管理総局の公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) トップページの「互動」欄にある「募集・調査」から投稿する。

▽郵送の場合は、北京市海淀区馬甸東路 9 号国家市場監督管理総局 競争協調司(郵便番号: 100088)

宛てに送付する。封筒には「公平競争審査条例実施弁法意見募集」と明記する。

▽電子メールの場合は、gongshenchu@samr.gov.cn 宛てに送信し、件名に「公平競争審査条例実施弁法意見募集」と記載する。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月24日)

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2026/art_94c1039371a44dc7a9126a197c575092.html

★★★2. 国家市場監督管理総局、2026年の重点立法方針を公表★★★

国家市場監督管理総局はこのほど、2026年度の重点立法方針を公表し、制度整備の一段の加速に乗り出した。市場秩序の維持と多様化する取引形態への対応を柱に、関連法規の改正や新規制定を体系的に進める考えである。

市場運営ルールの整備と公正な競争環境の確保に向けては、「価格法」や「ねずみ講禁止条例」の改正を推進するほか、「重大な違法・信用喪失行為のリスト管理に関する規定」、「公平競争審査条例実施細則」、「行政処分の裁量基準に関する規定」などの整備を進める。また、医薬品や医療機器、健康食品、特別医療用途食品の広告審査に関する暫定規則についても、見直しを行う計画である。

一方、急速に拡大するオンライン取引への対応としては、規制の具体化とプラットフォーム事業者の責任範囲の明確化に重点を置く。例えば、インターネットを通じて食品を販売する事業者や、出前・デリバリーサービス事業者に対し、食品安全に関する主体責任の履行を義務付ける新たな規定の制定を推進するなど、実効性の高いルール整備を目指す。

同総局は、経済社会の安定的な発展を支える観点から、科学的かつ民主的、法治に基づく立法を継続的に推進する方針である。市場監視管理に関わる法制度の体系性や整合性、実効性を高めることで、高品質な立法を通じた市場監視管理体制の強化を図る考えである。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月19日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_eebdacc52fb641d98fcf71b099765e11.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局申局長がダレン・タン WIPO 事務局長と会談★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長はこのほど、来中した世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長と会談し、知的財産分野の最新動向や技術・イノベーション支援センター（TISC）における協力強化などについて意見交換を行った。

申局長は、中国政府が知的財産活動を重視しているとした上で、現在、今後5年間の指針となる知的財産の保護・活用に関する計画の策定を進めていると説明した。また、WIPOの枠組みにおける国際的な知財ガバナンスに引き続き積極的に関与し、協力の成果を一層高めていきたいとの考えを示した。

これに対し、タン事務局長は、中国が近年、知的財産分野で顕著な成果を上げていていると評価した。特に、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願、ハーグ制度による意匠出願、マドリッド制度による国際商標出願がいずれも高い水準にあるとし、中国のイノベーション能力の高さを示している

と指摘した。その上で、知的財産を通じた発展促進や新興分野における制度整備、多国間協力の強化などで、今後も連携を深めたいと述べた。

会談には、中国国家知識産権局の張志成副局長と WIPO の王彬穎事務局次長らが同席した。

(出典：国家知識産権網 2026 年 3 月 26 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/26/art_53_205511.html

★★★2. 国家市場監督管理総局、「ネット販売の重点工業製品リスト」について意見募集★★★

国家市場監督管理総局はこのほど、インターネット販売における工業製品の品質安全管理を強化するため、「ネット販売重点工業製品リスト（2026 年版）」の意見募集案を公表し、広く社会からの意見募集を開始した。募集期限は 4 月 26 日までである。

今回の措置は「インターネット販売における主要工業製品の品質安全監督管理に関する規定」（同総局令第 110 号）に基づくもので、ネット上で流通する製品の安全性確保を目的に、重点的に監督対象とする製品リストを策定・見直しする取り組みの一環である。

意見提出の方法は以下の通りである。

▽国家市場監督管理総局の公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) にアクセスし、トップページの「互動」欄にある「募集・調査」から提出する。

▽電子メールの場合は、xiaofeipinchu@samr.gov.cn 宛てに送信し、件名に「ネット販売重点工業製品リスト（2026 年版）意見募集」と記載する。

▽郵送の場合は、北京市海淀区馬甸東路 9 号国家市場監督管理総局 製品質量安全監督管理司（郵便番号: 100088）宛てに送付する。封筒には「ネット販売重点工業製品リスト（2026 年版）意見募集」と明記する。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026 年 3 月 26 日)

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2026/art_7e99de842d034932880ff8b80e41e46f.html

★★★3. 知財金融支援を強化、担保融資は拡大 3 年で大幅成長★★★

特許の活用・事業化を支える重要な要素として、近年、中国各地では知的財産金融の整備に向けた取組が進められている。3 月 23 日に国務院新聞弁公室が開催した記者会見で、金融監督管理総局の担当者は、知的財産分野における多様な金融支援の取組と成果を説明した。

同担当者によると、知財担保融資の手続については、国家知識産権局と連携し、特許権担保の全手続をオンラインで完結させる仕組みを全国的に導入した。また、金融サービスの拡充に向けて、商業銀行に対し、担保融資の対象拡大や知的財産の活用を促す金融商品の開発を促している。

さらに、制度面の革新として、「知的財産金融エコシステム総合試行プログラム」を策定し、昨年 3 月から北京、上海、広東など 8 地域で試行を開始した。登録、評価、処分、補償といった主要な手続の改善を進め、モデルケースの形成を図っている。

こうした取組の結果、知的財産金融は近年着実に拡大している。銀行業金融機関による知財担保融資は、2023 年には累計で約 2000 億元に達し、利用企業数も初めて 2 万社を超えた。さらに 2025 年

には融資額が 2979 億元、利用企業数が 2 万 8700 社となり、2023 年比でそれぞれ 56%増、33%増と大幅に伸びた。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202603/1995533.html>

★★★4. 特許活用の「5つの壁」に挑む 中国、官民連携で成果の産業化促進★★★

中国国务院新聞弁公室は 3 月 23 日、記者会見を開き、国家知識産権局など 4 部門が「特許の転化・活用に関する特別行動（2023～2025 年）」の進捗状況を説明した。特許の実用化をめぐる課題について、国家知識産権局の胡文輝副局長は、「転化できない・したくない・できるか不安・方法が分からない・進めにくい」という「5つの壁」が大きな障壁となっていると指摘した。

まず「転化できない」は、一部特許が産業ニーズと組み合っておらず、実用可能な特許技術が不足していることに起因する。「したくない」は、実用化までに時間がかかりリスクも高いことから、研究者の意欲が十分に高まらない点が背景にある。「できるか不安」は、責任免除の仕組みが不十分で、成果転化に伴う資産流出などの責任を懸念する心理を反映する。「方法が分からない」は、大学や研究機関に専門人材や支援組織が不足している現状を示し、「進めにくい」は、需要と供給のマッチング不足やサービス体制の未整備といった構造的問題を意味する。

こうした課題に対し、特別行動では関係部門が連携し、対策を講じてきた。特許の質の向上に向けては、出願前評価や分類管理の導入を進め、実用化の土台を強化。意欲喚起の面では、職務発明の成果配分制度の見直しを通じて研究者の利益配分を改善した。さらに、責任面の不安を和らげるため、成果資産の個別管理や「尽職免責（誠実に職務を果たした場合の責任免除）」の仕組みを模索し、失敗時の過度な責任追及を回避する制度整備も進めている。

また、専門的な技術移転人材の育成や支援機関の整備を通じて実務能力の底上げを図るとともに、「オープンライセンス」や「先に使用し後で支払う」といった新たな取引モデルを普及させ、需給の円滑なマッチングを促している。

今後、国家知識産権局は制度改革をさらに深化させ、特許転化のボトルネック解消に取り組む方針である。実用化の効率と成果の最大化を図り、イノベーション成果を着実に産業競争力へと結び付けていく考えである。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202603/1995546.html>

★★★5. 知財代理業界の是正で関係当局が会議 今年も取組継続へ★★★

中国国家知識産権局はこのほど、公安部、国家市場監督管理総局とともに北京で会議を開き、知的財産代理業界に対する特別取締りの成果を総括するとともに、今後の取組方針を示した。国家知識産権局の胡文輝副局長が出席し、関係部局の担当者が状況を報告した。

会議では、これまでの取締りにより一定の成果が得られたと評価したうえで、業界の行為を一層規範化する重要性を強調した。また、代理活動の各段階を含む一体的な取締りと、対象の網羅的な是正

を進め、健全な知的財産サービス環境の形成を図る必要があるとした。さらに、今年も引き続き、知的財産代理業界の規範化に向けた取組を重点的に実施する方針が示された。

会議では、関係部門が特別取締りの成果と今後の計画を説明したほか、中央および各地の知的財産、公安、市場監督部門の担当者が参加し、一部はオンラインで出席した。

(出典：国家知識産権網 2026年3月24日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/24/art_53_205489.html

★★★6. 全国市場監督部門、ネット取引規制会議を開催 今年の重点方針を提示★★★

3月19日から20日にかけて、全国市場監督システムのネット取引規制に関する座談会が安徽省合肥市で開催された。会議では、昨年の取組および第14次五カ年計画期（2021～2025年）の成果を総括するとともに、現状の課題を分析し、今年の重点施策を示した。

会議では、昨年において市場監督部門がプラットフォーム経済における重点問題の是正、規制制度や基準の整備、各主体の合法的権益の保護、ネット事業者の活力向上などの分野で成果を上げた指摘された。その結果、プラットフォーム経済の発展環境は改善され、ネット市場の秩序も着実に整備されるとともに監視体制の能力強化も進んだ。

また、今年の取組として発展と安全の両立を図りつつ、重点分野に対する監視・取締りを強化し、規制手法の革新や実効性の高い監視能力の向上を進める方針が示された。あわせて、制度やルールの整備を一層進め、常態的な監視水準の引き上げを通じて、プラットフォーム経済の健全な発展を促すとしている。

会議では北京、上海、浙江、安徽、福建、山東、河南、広東、四川、陝西の各省・市の代表が意見を述べたほか、各地の市場監督部門や関係機関の責任者が出席した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2026年3月20日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_a030d3a5c5ad488dab292b0903ef07e7.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 安徽省、知財代理業界の集中取締りを実施 無資格代理などを重点是正★★★

安徽省市場監督管理局は、昨年12月末から省公安厅と合同で3カ月にわたり知的財産代理業界に対する特別取締りを実施した。無資格代理や資格の貸与・名義貸し、特許の虚偽申請といった不正行為を重点的に取り締まり、成果を上げた。

無資格のいわゆる「闇代理」対策では、オンライン監視やデータ分析、通報などを通じて違法行為を把握し、これまでに無資格代理5件を含む違法事案9件を摘発した。違法情報は信用記録に登録され、業界の健全化が進められている。

資格の貸与や特許代理人の名義貸しといった違反行為については、代理機関と無資格業者の双方を処分する制度を厳格に運用し、不正な利益構造の是正を図った。人工知能(AI)の普及に伴い、AIによる特許明細書作成を巡るリスクも顕在化していることから、同局は関連企業に対して行政指導

を行い、技術的な管理体制の強化を求めた。また、オンライン取引の監視も強化しており、今年2月にはフリマアプリ「閑魚（シェンユー）」上で「技術内容の説明不要」「出願を一括代行」などと宣伝していた店舗について、虚偽申請の疑いがあるとして調査を実施した。

同局は今後も特別取締りを継続し、典型事案の公表や常態的な監視体制の整備を進め、業界の適正化と知財保護の強化を図る方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月23日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202603/1995521.html>

★★★2. 浙江省、プラットフォーム企業に独占法コンプライアンス指導 150社超が参加★★★

浙江省市場监督管理局はこのほど、浙江省ネット事業者協会と共同で、プラットフォーム企業を対象とした独占禁止法コンプライアンスに関する指導活動を実施した。省内のプラットフォーム企業150社以上が参加した。

活動では、「独占禁止法」や「インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針」「ネット取引プラットフォーム規則監督管理弁法」などの主要法令を解説し、各種事業活動における規制上の留意点や法的な範囲を説明した。また、プラットフォームには一般的な責任の履行に加え、分野ごとの特性に応じたより具体的な義務の徹底が求められると強調した。具体的には、ライブコマース、食品取引・飲食サービス、観光サービス、化粧品や医療機器のネット取引などの分野が対象となる。

このうち、食品取引・飲食サービスプラットフォームについては、「食品安全法」やライブコマース関連規定の順守を前提に、出店事業者の許認可の厳格な審査、動的な確認・退出の仕組みの整備、配送過程における品質管理の強化などを求めた。また、調理済み食品や人気商品の抜取検査の強化も挙げられた。

浙江省の市場監督部門は、今後もプラットフォーム企業との常態的な対話を継続し、法令順守の徹底を促すことで、プラットフォーム経済の健全な発展を後押しする方針である。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2026年3月23日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2026/art_c7ab6ff0a1d34fa594047786663d5091.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高検が「四大検察」白書公表 知財保護の実績を総括★★★

中国の最高人民検察院（最高検）はこのほど、2025年版の「四大検察（刑事、民事、行政、公益訴訟）」業務に関する白書を公表し、知的財産分野における検察活動の包括的な取り組みとその成果を紹介した。

新たな生産力（新質生産力）の発展を支える観点から、刑事検察分野では次世代情報通信技術や人工知能（AI）などの重点領域に焦点を当て、独創的なイノベーションや中核的キーテクノロジーの保護を強化した。同年、営業秘密侵害犯罪の被疑者として起訴した人数は159人に上る。一方、民事検察分野ではビッグデータを活用した分析モデルを導入し、悪意ある商標の先取り出願などの問題へ

の対処に加え、保護拠点の整備やデジタルプラットフォームの活用を通じて、企業ニーズに即した支援体制の構築を進めている。

また、地域や部門をまたいだ連携保護の仕組みも進展を見せている。北京・天津・河北（京津冀）地域の検察機関は共同で施策を打ち出し、広域的な知的財産保護の枠組み構築を模索している。山東省や江西省などでも関係機関との連携協定の締結や合同取り締まりを通じ、横断的な協力体制の強化が図られている。

行政検察の分野では、昨年に全国で取り扱った知的財産関連事案は 1795 件に上り、このうち確定済み行政裁判に対する監督事案は前年比 28.8% 増となった。さらに、法執行と司法手続きの連携強化の一環として、刑事事件で不起訴とした場合でも、行政機関に対する検察意見の提出を通じて行政処分につながる運用が進められており、同年は 1533 件（2171 人）について意見書が提出され、これを受けて行政機関が処分を実施したのは 1733 人であった。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 20 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145955

★★★2. 天津・南開区、知財保護で司法と行政が連携 協力協定を締結★★★

3 月 17 日、天津市南開区人民法院は市知的財産保護センターとともに、天開高教科創パーク人民法廷において、「知的財産保護の強化に関する協力協定」の調印式を行った。双方は資源共有、紛争解決の多様化、協働サービス、連絡体制の整備という 4 分野で長期的な協力を進める。

南開区法院によると、2024 年 10 月 17 日から今年 2 月末までに、同法院が受理した知的財産関連事件は 146 件に上り、科学技術イノベーションや文化クリエイティブ分野などを含んでいる。

今回の協定締結により、双方は「司法と行政の連携」による知的財産保護の体制強化を図る。保護センターが推薦する技術調査官や人民陪審員（裁判員）が専門的な技術支援を提供する。また、「事前調停＋司法確認」による多様な紛争解決の仕組みを共同で推進し、権利保護に要する期間の短縮と企業負担の軽減を図る。

さらに、保護センターと企業との連携を生かし、裁判所は企業の法的ニーズを的確に把握し、成果の実用化を巡る紛争について優先的に受理し、迅速に審理する。これにより、地域における知的財産保護の質と効率を高め、イノベーション環境の整備に法的基盤を提供する方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 3 月 19 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202603/1995472.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. ライブ配信販売の「ただ乗り」に歯止め 監督当局が規制強化★★★

ライブコマース市場の急拡大に伴い、視聴者の注目（トラフィック）を巡る競争が激化する中、他社ブランドの知名度に便乗する侵害行為が顕在化している。こうした中、ある企業がライブ配信販売において、「胖東来同款（同じモデル）」「胖東来平替（代替品）」などの表現を用いたとして、約 300

万円の損害賠償を命じられた事案が注目を集めた。中国で高い信頼を得るスーパーマーケット「胖東来（パントンライ）」のブランド力に「ただ乗り」した典型例とされ、社会的関心が高まっている。

業界関係者によれば、一部の事業者は他社が長年にわたり築いてきたブランド認知や市場の信頼を利用し、模倣的な表示や商品の出所を曖昧にする手法、話題性に便乗した集客などによって、低コストで短期的な利益獲得を図っている。さらに、ライブコマースと SNS の融合が進むにつれ、侵害行為は組織化・大規模化の傾向を強め、製造から宣伝、流通、さらにはレビュー操作に至るまで、一連のグレーな取引構造を形成するケースも指摘されている。

このような事態に対応するため、監督当局は規制の強化を進めている。2025 年には、国家市場監督管理総局と国家知識産権局が相次いで関連文書を公表し、商標使用の適正化とプラットフォーム責任の明確化を柱に、オンライン上の商標保護体制の整備を推進した。とりわけ「電子商取引プラットフォームによる商標権侵害事件調査協力規定（意見募集稿）」では、プラットフォーム事業者に対し情報提供や出品者の本人確認などの義務を明確化した。「商標使用管理の強化に関する通知」でも、違法な商標使用への監視を一層強める方針が示された。規制の厳格化と、関係機関による協調的な取り組みが進むことで、ライブコマース分野における「ただ乗り」行為の横行には徐々に歯止めがかかり、業界全体の健全化が期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 20 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145970

★★★2. 中国市場監督総局、2025 年に消費者保護を強化 違法事案 120 万件を摘発★★★

2025 年、中国の市場監督総局は消費者保護の強化に取り組み、消費者権益を侵害する違法行為の取締りを進めた。年間の摘発件数は 120 万 2400 件、対象となった商品の総額は 68 億 4000 万元に上り、市場環境の改善と公正な競争秩序の維持に一定の成果を上げた。

生活関連分野では、「消費保護」特別取締りを重点的に実施した。玩具や学生用品の品質安全、電子商取引分野における商標権侵害など、消費者の関心が高く社会的影響の大きい違法行為に対して集中的な対策を講じた。ネット販売商品の品質問題については、主要な電子商取引プラットフォームに対して 3 回にわたり行政指導や事情聴取を実施し、出店業者の資格審査の強化や問題商品の販売停止、関連リンクの削除などを求めた。

また、イノベーションの促進に向け、知的財産保護にも重点的に取り組んだ。「知的財産保護」特別取締りを通じて、統一指揮の下で全国一斉の法執行を実施し、商標権侵害や偽造自動車部品などの重大事件を摘発した。昨年における商標・特許分野の摘発件数は 3 万 7200 件であった。

さらに、侵害品・模倣品対策として全国規模の一斉廃棄措置を実施し、26 省で計 3683 トン（約 4 億 3000 万元相当）の違法商品を処分した。国際協力分野では、関連報告書の公表や国際会議の開催を通じて、知的財産保護に関する国際協力の強化も図った。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2026 年 3 月 9 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_d7bc4b8e71804b4c83316e698e0663c6.html

【華北地域】

★★★3. 北京・海淀区警、偽ブランド音響機器の製販組織を複数摘発★★★

北京市公安局海淀分局はこのほど、偽ブランド音響機器の製造・組立・販売に関与する複数のグループを摘発し、大量の偽造音響機器やヘッドホン、部品を押収した。あわせて、違法に商品を販売していたネットショップ 39 店を閉鎖し、30 人余りの容疑者に対して刑事強制措置を講じた。

発端は、ネットショップが偽造音響機器を販売しているとの通報であった。捜査の結果、同店舗で販売されていた商品はいずれも登録商標を侵害する偽造品であることが確認された。海淀分局は専門チームを設置し、捜査を進める中で、複数の製造・販売グループの存在を特定した。

これらのグループは、低価格の部品を調達したうえで違法に組み立て、特定ブランドの音響機器を装って販売していた。各店舗は偽造品と認識しながら、偽のブランド認可書や営業許可証を用いて正規品と偽り、価格を上乗せして販売していた。製造から販売に至る一連の流通経路を解明したうえで、海淀分局は全国各地で摘発を実施し、大量の偽造音響やヘッドホン、商標ラベル、組立部品を押収した。

警察は消費者に対し、購入前に公式サイトなどで商品情報を確認し、市場価格とかけ離れた低価格の商品には注意するよう呼びかけている。また、違法行為については今後も厳格に取り締まるとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146032

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中関村、「身体性 AI」で産業集積加速 「上下階で完結」の連携モデル★★★

身体性 AI (Embodied AI) 技術の社会実装が今、かつてない速度で進んでいる。その躍動の中心地の一つが北京の中関村 (海淀) 具身知能創新産業パークである。ここには現在 39 社が集積し、うち身体性 AI および関連する人工知能分野の企業は 21 社に及ぶ。最大の特徴は、同じビル内の「上階と下階の関係が産業の上流と下流を形成する」という極めて近接した立地と強固な連携にあり、研究開発から製品化、実用化に至るスピードを飛躍的に高めている。

産業化の最前線を走るのは汎用身体性 AI ロボットの開発に特化した「Wujie Power (無界動力)」だ。すでに 2 世代の製品を量産化し、年内には複数の国・地域での導入を予定する。企業側は、技術発展にはデータ・アルゴリズム・計算力の三位一体の強化が不可欠とし、大規模なデータ収集を進めて「ロボットの汎用的な頭脳」の高度化を図っている。

一方、同社の下階に位置する Noitom Robotics (諾亦騰) はデータ基盤の構築で存在感を示す。ロボット本体は製造せず、動作捕捉技術で約 7 割の市場シェアを握り、高精度の人体動作データの収集・処理サービスを提供する。自社のデータ工場を整備し、業界の課題である高品質データ不足の解消に取り組む。

さらに、生命科学との融合では Rossum Robot (羅森博特) が注目される。骨折整復を自動化する手術ロボットは、熟練医師の技術を標準化し、難度の高い骨盤骨折手術の安全性と再現性を高めた。す

でに全国 53 の基幹病院で導入され、数百例の手術に活用されている。

これら異なる分野の企業が同一ビルで連携する姿は、産業パークが掲げる「上下階で完結する産業エコシステム」の象徴である。今後は身体性 AI、データ要素、生命科学の三分野を軸に連携を一層深め、世界的な産業拠点の形成を目指す考えである。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146022

★★★2. 華西病院、遠隔手術ロボット拠点を開設 大陸間手術の実用化を推進★★★

四川大学華西病院はこのほど、「華西国際ロボット遠隔手術制御センター」を開設し、あわせて遠隔ロボット手術の連携体制を始動した。これにより、中国における大陸間遠隔手術ロボットの臨床応用と運用基盤の整備が進んだ。

3 月 20 日には、同センターが 1 日で 7 件の遠隔ロボット手術を実施した。対象はラサや厦門のほか、ポーランドやブラジルにも及び、最長通信距離は約 1 万 9000 キロに達した。これらの手術は国産の手術ロボットシステムと関連特許技術に基づき、長距離・低遅延かつ高信頼の遠隔操作を実現している。

システムは裸眼での 3D 立体視や高倍率の画像表示、手ぶれ補正、直感的な操作機能などを備える。また、執刀医の二重体制や現地での緊急切替機能を導入し、通信状況に応じて安全性を確保できる設計となっている。さらに、24 時間体制の多職種連携による対応や医師資格の管理制度も整備されている。

同センターは、国内でも大規模かつ機能が整った遠隔手術拠点の一つとされる。今後はネットワークの拡充や人材育成を進め、遠隔手術の普及と国際展開を図る方針である。これにより、医療サービスの提供体制の高度化と地域間格差の是正につなげるとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 25 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146024

★★★3. 天津医薬企業、特許担保と信用状で 1 億元超を調達 知財金融の新モデル★★★

このほど、国家知識産権局専利局天津代弁処の支援の下、天津市のバイオ医薬企業が中核特許を活用し、1 億元超の資金調達に成功した。信用状 (L/C) を組み合わせた新たな融資手法を導入したことで、従来の特許担保融資の枠組みを拡張した事例とされ、知的財産の資産化を促すモデルケースとなっている。

同社は国家級のハイテク企業で、医薬分野の研究開発に注力してきた。新薬開発などで資金需要があったが、固定資産の少ない事業構造から従来の融資を受けにくかった。こうした課題に対応するため、代弁処は企業と金融機関の橋渡し役となり、「特許担保+信用状」による融資モデルを構築した。専門チームを設置し、担保設定手続の支援や関係機関との調整を行い、手続の適正性を確保しつつ迅速な実行を実現した。その結果、同社は特許を単独の担保として、金融機関から 1 億元超の信用状による資金供給を受け、審査期間も従来比で 40%以上短縮された。

この手法は、単一特許の価値を引き出しつつ金融機関のリスク低減を図る手法として、同様の企業への展開が期待されている。

天津市では近年、知的財産と金融の連携強化を進めており、今後も重点産業を中心にこうした取組を拡大していく方針である。

(出典：国家知識産権戦略網 2026年3月20日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57219>

○ 統計関連

★★★1. 特許関連技術取引が1兆元超 大学・研究機関の事業化率も上昇★★★

中国政府は3月23日、特許の転化・活用に関する特別行動（2023～2025年）の実施状況を公表した。国家知識産権局によると、同施策の推進により、大学や研究機関が保有する特許の産業化と市場流通が大きく進展した。

この3年間で、2700以上の大学・研究機関が計134.9万件の既存特許を整理し、このうち約68万件の有望な特許を選別し、46万社の企業とマッチングした。各地での知財関連イベントも活発に行われ、特許取引額は150億元を超えた。

特許の譲渡・ライセンス登録件数は累計145.8万件に達し、前年比48%増となった。特に大学・研究機関による増加が顕著で、105.6%増を記録した。また、進めるモデル中小企業は累計で3000社を超え、先端技術分野で競争力を持つ企業の育成が進んでいる。2025年には、特許関連の技術契約の取引額が1兆1800億元に達し、同18.8%増となった。

大学・研究機関における特許の産業化も進んだ。1200以上の機関が出願前評価制度を導入し、約8万件の特許が実際の事業化に結び付いた。その結果、昨年末時点での特許産業化率は大学で10.1%、研究機関で17.2%となり、いずれも施策実施前から大きく向上した。

(出典：中国政府網 2026年3月24日)

https://www.gov.cn/lianbo/202603/content_7063611.htm

★★★2. 1～2月のハイテク産業の外資利用額は約632億元 前年同期比20.4%増★★★

今年1～2月、中国全国で新規設立された外資系企業が8631社と前年同期比14%増加した一方、実行額は1614億5000万元で同5.7%減少した。

業種別では、製造業が475億2000万元、サービス業が1112億2000万元となった。なかでもハイテク産業は632億1000万元に達し、前年同期比で20.4%増加し、全体に占める割合は39.2%と、前年同期比で8.5ポイント上昇した。

内訳を見ると、研究開発・設計サービス、コンピューター・事務用機器製造、電子・通信機器製造はいずれも大幅に伸び、それぞれ171.8%増、84.1%増、35.5%増となった。投資元では、カナダ、スイス、フランスからの対中投資がそれぞれ210%増、41.3%増、3%増となった。

(出典：中国政府網 2026年3月20日)

https://www.gov.cn/lianbo/202603/content_7063347.htm

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved